

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年4月23日

【会社名】 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

【英訳名】 Future Venture Capital Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 今庄 啓二

【本店の所在の場所】 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 赤松 典昭

【最寄りの連絡場所】 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 赤松 典昭

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当 3,696,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
700,896,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第 7 回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	70個(新株予約権 1 個につき12,000株)
発行価額の総額	3,696,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき52,800円(新株予約権の目的となる株式 1 株当たり4.4円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成27年 5 月11日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
払込期日	平成27年 5 月11日(月)
割当日	平成27年 5 月11日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 京都支店

- (注) 1. 第7回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成27年4月23日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式840,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。))は12,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、830円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号からまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号からにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	700,896,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年5月11日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成29年5月10日(但し、平成29年5月10日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄記載の組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合、当社は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 京都支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 新たに交付される新株予約権の数 本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

	<p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(本新株予約権の発行の目的及び理由)

本件の目的は、新規ファンド組成による収益基盤の獲得及び資本強化であります。

ベンチャーキャピタル業界においては、平成18年以降、ライブドアショック、リーマンショック、J-SOX導入等を契機として新規上場社数が激減したことにより、既存ベンチャーファンドのリターンが落ち込み、ベンチャーファンドの設立数、設立額とも大きく落ち込み、廃業を選択する企業が相次ぐ等、厳しい状況が続いてまいりました。しかしながら、新規上場社数が平成21年を底に徐々に増加するの歩調を合わせ、様々な背景を有するベンチャーキャピタルが新規参入し、業界全体に活力が戻ってくる中、ベンチャーファンドの設立数、設立額も増加傾向にあります。当社においても、平成19年におもくりイテイトファンド投資事業有限責任組合を設立して以降5年間途絶えておりましたが、平成24年もりおかり起業投資事業有限責任組合を皮切りに、平成25年に投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013、平成26年に投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2014、おおさか創業投資事業有限責任組合、平成27年にこうべしんきん地域再興ファンド投資事業有限責任組合と、5件総額1,250百万円のファンドを設立しております。これらの創業支援ファンドやCVCファンドについても引き続き取り組んでまいりますが、オープンイノベーションへの関心の高まりにより、多くの事業会社が高い出資意欲を有していることから、当社としてはこの機会を活用して複数の事業会社から出資を受け入れたファンドの設立を目指しております。

当社はこれまで、多数の地方ファンドを運営してきたことから、しっかりとした技術力を持つモノづくり企業への投資割合が多いという特徴があります。しかし、これらモノづくり企業は成長に多くの時間、資金を必要とすることから、残念ながら、従来のベンチャー投資の枠組みのなかでは十分な投資成果を上げるに至っておりません。ところが最近では、これらモノづくり企業の技術と、インターネットサービスが結びつく、いわゆるIoT(Internet of Things)と呼ばれる領域が注目され、当社投資先の中にも、単なるモノづくりではなく、ハードとインターネット技術を融合した製品やサービスを提供することで飛躍的に成長する企業が数例現れております。昨今のベンチャーキャピタル業界では、インターネットサービスを提供するスタートアップに投資するファンドは多く、投資も活発に行われていますが、一方でIoTのもう1つの要素であるモノづくり企業の発掘及び投資育成を本格的におこなっているファンドはほとんどありません。当社はこれまでの投資活動において、地方を中心に技術を基盤としたモノづくり企業との接触が多くあることから、この経験を生かし、モノづくり企業への投資育成の仕組みを作りこむことで、大きな産業構造の転換に寄与しながら、当社自身の収益最大化を図る絶好の機会であると判断しております。そこで、IoTをテーマにしたファンドを設立すべく、2014年初頭より、IoTファンドの仕組みの研究を進め、投資先発掘や育成方法の研究とLP候補のマーケティングを進めてまいりました。具体的には、IoTベンチャーカンファレンス(300名超参加)や国内有力ビジネススクールとの大企業新規事業開発担当者向け勉強会を主催し、これら新規事業開発担当者を読者と想定した、ベンチャー企業を紹介するインタビューサイトである「sohatsu online」を立ち上げた他、米国の大学との連携、国内モノづくり中小企業群との連携によるIoT関連スタートアップ企業の発掘、支援プログラムの発足を進めております。

以上のような準備作業が進んできたことから、いよいよIoTを投資テーマとするファンドを組成し投資活動を開始すべく、これに対する当社自身のコミットメントを示す自己出資持分を確保するにはエクイティ・ファイナンスが必要と判断し、本件の決議に至ったものであります。

本件により既存株主の皆さまには一時的に株式価値の希薄化が起こることとなりますが、調達した資金の多くは前述のIoTを投資テーマとするファンド、創業支援ファンドやCVCファンドといった新設ファンド出資に充当する予定であり、当該資金は一定期間に亘ってファンドの活動資金として拘束されることとなりますが、ファンド運営を通じて安定収入となる管理報酬、将来投資資金が回収された後に生じる分配金、キャピタルゲインに対する成功報酬が得られることから、当社にとって長期間にわたって収益の安定化及び将来的な利益拡大に寄与するものであり、企業価値の向上に資するものと考えております。

なお、ファンドを連結しない当社単体の売上構成において最も重要な位置を占める投資事業組合等管理収入は、平成20年3月期の682百万円をピークに減少を続けており、経費の抑制により収支の均衡を図り、平成19年3月期から8期連続で営業損失を計上する事態が続きながらもファンドにおいて計上される損益を控除した当社単体で平成21年3月期以降営業黒字を維持することで、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しない状況を実現しております。しかしながら、現在運用中のファンドは平成28年以降順次存続期限を迎える見込みであり、新たなファンドを組成し投資事業組合等管理収入を増額することは当社にとり喫緊かつ重大な課題であります。また、ファンドの存続期限が近付くと、投資先評価を実態以上に低く評価し直さねばならず、この影響により平成27年3月期第4四半期連結会計期間において、ファンドの他組合員持分を控除した当社本体インパクトで約67百万円の評価損失を追加で計上する見込みであり、直ちに債務超過とはならないものの、純資産額が100百万円程度まで減少する見込みであることから、現段階での資本増強を実施するものであります。

(本新株予約権の発行による資金調達方法を選択した理由)

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融(銀行借入)による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても検討を行いました。条件面で折り合いのつく引受先を見出すことは困難であると判断いたしました。

また、第三者割当による行使の制限や制限の解除のみが可能な他の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指図することができず、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績の回復を図るため新規ファンド組成及び借入金返済による収益基盤の獲得及び資本強化を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する行使指示が可能な新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

(2) 資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが特徴の一つであり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと(本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%以上となる場合の、当該10%以上の部分に係る新株予約権の行使はできないこととする)、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であり、そして、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」という。)は、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実例を基に実績を確認して、上記につきましても、本新株予約権の内容としてその旨を定めております。これらによりマイルストーン社は、当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であると判断いたしました。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

(本資金調達方法の特徴)

(1) 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。また、本新株予約権の目的となる当社普通株式数は840,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。割当予定先であるマイルストーン社は、後述の「2.本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容(1)行使指示条項」が適用された場合を除き、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するとともに、急激な希薄化を防ぐ観点から、本新株予約権の発行決議日(平成27年4月23日)時点における当社発行済株式総数(6,262,200株)の10%(626,220株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の影響をできるだけ抑えるよう配慮しております。

(2) 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数(6,262,200株)の13.4%であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

(3) 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

(4) 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

本新株予約権に係るエクイティ・コミットメント・ラインは、既存株主の皆様の株式価値の希薄化抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的とする以下の内容が設定されております。

(1) 行使指示条項

当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下「条件成就」という。)、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(1,079円)を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(1,245円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と今庄啓二が締結した株式貸借契約の範囲内(68,300株)とすることとしております。

(2) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成27年4月23日)時点における当社発行済株式総数(6,262,200株)の10%(626,220株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会の決議を経て、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(4) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(1)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社の株主である今庄 啓二は、割当予定先に対して平成27年5月1日から平成29年5月10日までの期間において当社普通株式計68,300株を貸し付ける株式貸借契約を締結しております。当該株式貸借契約において、割当予定先は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項 該当事項はありません。

6. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

7. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記6.「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生します。

8. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しません。

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本契約の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任します。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
700,896,000	9,200,000	691,696,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,696,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(697,200,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行及び行使に伴う登記費用2百万円、証券代行費用1百万円、弁護士報酬1百万円並びに価格算定費用3百万円であります。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
新規に設立を計画している投資事業組合への出資金	606.316	平成27年5月 ～平成28年3月
借入金の約定返済への充当金	85.38	平成27年6月 ～平成28年5月

新規に設立を計画している投資事業組合への出資金：606.316百万円

現在設立を企画している投資事業組合の設立に際し、当社出資持分として本件調達額より606.316百万円を充当する計画であります。なお、現時点で企画している内容は、IoTを投資ターゲットとするファンドを中心に下記4分野であり、実現したものより充当してまいります。なお出資対象や金額は現時点では未確定であり、各分野の進捗状況によってア乃至エ全ての分野には出資できない可能性があります。

ア．ターゲットファンド

特定の投資テーマを設定し、当該テーマに関連する事業者に対して投資するファンドであります。現在最も注力している分野はIoTであり、当社が設立来一貫して取り組んできたハードウェアベンチャーへの支援により蓄積した知見・ネットワークを活用し、投資育成に取り組むものであります。必要に応じて当該テーマに合致する既存投資先に対する追加投資も行います。

イ．スタートアップファンド

出資者との連携により、業歴の浅いスタートアップベンチャー企業に投資するファンドであります。

ウ．地方創生ファンド

出資者となる地域金融機関の営業地域における法人取引先数増加及び営業地域内還流の金融取引増大を狙いとするファンドであります。なお本企画に関してはもりおか起業投資事業有限責任組合、おおさか創業投資事業有限責任組合、こうべしんきん地域再興投資事業有限責任組合の設立実績がございます。

エ．コーポレートベンチャーキャピタルファンド(CVC)

特定事業会社の戦略に沿った投資を行うCVCファンドであります。なお本企画に関しては投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2004の設立実績がございます。

借入金の約定返済への充当金：85.38百万円

営業キャッシュフローは黒字であるものの、財務キャッシュフローを賄う水準には至っていないことから、財務リスク軽減のため、本件調達額のうち可能な限りの額として、85.38百万円を1年分の長期借入金約定返済に充当する予定であります。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで永続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、差引手取概算額については、上記の通り支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金での安定的な金融資産で運用する予定です。なお、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の内訳については変更する可能性があります。資金使途としては新規に設立する新規事業組合への出資金への充当を優先します。新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。今般、株価が大きく変動する中で資金調達を実施するに際しては、割当先は、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、マイルストーン社を割当予定先とし、平成27年4月23日開催の取締役会決議において第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表の浦谷氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、30社を超える上場企業に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使により資金の払込みを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまでにに行った新株予約権の引受実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使及び売却が適切に行われていることが確認できます。本新株予約権についても、これまでと同様に当社による市場動向に応じた行使がされると考えております。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、当社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、平成23年に開催した当社の決算説明会に代表の浦谷氏が出席されて以来、当社は4年に亘りマイルストーン社と不定期に情報交換を実施しておりますが、浦谷氏の発言、行動はその当初より一貫しており、信頼に足るものと判断しております。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的となる株式の総数は840,000株であります。

e. 株券等の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。具体的には、当社は、平成26年2月1日から平成27年1月31日に係るマイルストーン社の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上4,629百万円、営業利益が497百万円、経常利益が501百万円、当期純利益が291百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成27年1月31日現在の純資産が389百万円、総資産が1,573百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会結果を受領し、平成27年4月6日現在の預金残高が196百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額及び行使総額の払込みに支障がないものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても、マイルストーン社、マイルストーン社の唯一の役員であり株主である浦谷 元彦氏(マイルストーン社の履歴事項全部証明書及び平成27年1月期事業報告書により確認)と反社会的勢力等との関係について、当社反社・反市場チェックルールに基づき、日経テレコン21及びインターネット検索サイトを利用し、商号及び氏名についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く検出されなかったため、反社会的勢力等とは一切関係を有しないと判断いたしました。さらに、同社代表の浦谷氏との面談を通じて、マイルストーン社は反社排除の観点から、投資方針として投資先を上場会社に限定していることを確認いたしました。なお、当社では、業種柄創業来反社会的勢力排除のための取り組みを実施しており、外部調査機関によるチェック体制を敷いたこともあるものの、当該調査のプロセス及び結果は、自社で実施した場合とその質において差がないことを確認して以来、自社ルールでの反社・反市場チェックを実施している背景から、本件についても同様の対応としております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス社」という。)による評価書を参考に、第7回新株予約権の1個当たりの払込金額を52,800円(1株当たり4.4円)といたしました。ブルータス社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価(878円)、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ116.51%)、満期までの期間(2年)、配当利回り(0%)、無リスク利率(0.004%)、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の300%まで上昇した場合は、コールオプションを発動する。)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行うものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は1個(12,000株)とし、行使して得た株式は一定量(5,000株)ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使を行う。)を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成27年4月22日)の東証JASDAQスタンダードにおける取引の終値を参考として1株830円(ディスカウント率5.5%)に決定いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均770円に対する乖離率は7.8%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均788円に対する乖離率は5.3%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均505円に対する乖離率は64.3%となっております。

当社は、本新株予約権の発行価額はブルータス社の算定した公正価値と同等の、1個当たりの払込金額を52,800円(1株当たり4.4円)としており、当該発行価額は適正かつ妥当な金額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。当該ディスカウント率について、マイルストーン社の他社の引受事例におけるディスカウント率との大きな乖離がないこと、本新株予約権の行使価額を一定程度ディスカウントすることにより、行使が促進され、流動性が増す結果、本資金調達がスムーズに行える可能性を高めること等により、当社としては妥当なものであると判断いたしました。

これらの判断材料に基づき、当社取締役会は、本新株予約権の行使価額は有利な金額ではないと決議し、当社監査役会に同決議内容について意見を求め、当社監査役全員より、ブルータス社は当社及びマイルストーン社のいずれからも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、ブルータス社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を入手しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)、から、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当しません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合
株式会社カネカ	大阪府大阪市北区中之島 2丁目3-18	1,102,400	17.60%	1,102,400	15.52%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目6番2号	0	0%	840,000	11.83%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1丁目6番1号	311,800	4.98%	311,800	4.39%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	210,400	3.36%	210,400	2.96%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1丁目4番地	148,100	2.37%	148,100	2.09%
金田 泰明	京都府京都市北区	123,100	1.97%	123,100	1.73%
小川 忠久	神奈川県相模原市緑区	89,000	1.42%	89,000	1.25%
古我 知史	東京都港区	75,300	1.20%	75,300	1.06%
今庄 啓二	滋賀県大津市	68,300	1.09%	68,300	0.96%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	63,900	1.02%	63,900	0.90%
マネックス証券株式会社	千代田区麹町2丁目4-1 麹町大通りビル13階	50,550	0.81%	50,550	0.71%
計		2,242,850	35.82%	3,082,850	43.41%

(注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の発行済株式総数に、行使制限条項がなかったと仮定し、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的となる株式の総数840,000株(議決権8,400個)を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第16期有価証券報告書及び四半期報告書(第17期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第16期有価証券報告書の提出日(平成26年6月19日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成26年6月20日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款に「単元未満株式についての権利」を追加する。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役として、藤原 洋、久原 研を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岡部 陽二を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	30,124	411		(注)1	可決 98.65
第2号議案 取締役2名選任の件				(注)2	
藤原 洋	30,108	427			可決 98.60
久原 研	30,108	427			可決 98.60
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
岡部 陽二	30,106	429			可決 98.60

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成26年 8月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004
住所	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル
無限責任組員	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
出資の額	500百万円
事業の内容	国内の未上場企業の株式等への投資

(2) 当該異動の前後における当該特定子会社の業務執行の権限のうち、当社が有する業務執行の権限の割合

異動前	100%
異動後	

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由	当該特定子会社(投資事業組合)の全財産を組員に分配したことにより、当社の特定子会社ではなくなりました。
異動年月日	平成26年 8月29日

(平成26年 9月 4日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	おおさか創業投資事業有限責任組合
住所	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル
無限責任組員	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
出資の額	300百万円
事業の内容	国内の未上場企業の株式等への投資

(2) 当該異動の前後における当該特定子会社の業務執行の権限のうち、当社が有する業務執行の権限の割合

異動前	
異動後	100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由	投資事業有限責任組合の新規設立
異動年月日	平成26年 9月10日(予定)

(平成26年11月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	FVCリテール投資事業有限責任組合
住所	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル
無限責任組員	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
出資の額	400百万円
事業の内容	国内の未上場企業の株式等への投資

(2) 当該異動の前後における当該特定子会社の業務執行の権限のうち、当社が有する業務執行の権限の割合

異動前	100%
異動後	

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由	当該特定子会社(投資事業組合)の全財産を組員に分配したことにより、当社の特定子会社ではなくなりました。
異動年月日	平成26年11月7日

(平成27年4月20日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	ウィルグループファンド投資事業有限責任組合
住所	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル
無限責任組員	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
出資の額	300百万円
事業の内容	国内外の未上場企業の株式等への投資

(2) 当該異動の前後における当該特定子会社の業務執行の権限のうち、当社が有する業務執行の権限の割合

異動前	
異動後	100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由	投資事業有限責任組合の新規設立
異動年月日	平成27年6月1日(予定)

(平成27年4月23日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成26年6月20日付で提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正箇所

該当箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 決議事項の内容

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役として、藤原 洋、久原 研を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岡部 陽二を選任する。

(訂正後)

(2) 決議事項の内容

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、藤原 洋、久原 研を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岡部 陽二を選任する。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	30,124	411		(注)1	可決 98.65
第2号議案 取締役2名選任の件				(注)2	
藤原 洋	30,108	427			可決 98.60
久原 研	30,108	427			可決 98.60
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
岡部 陽二	30,106	429			可決 98.60

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	30,124	411		(注)1	可決 98.65
第2号議案 取締役2名選任の件 藤原 洋 久原 研	30,108 30,108	427 427		(注)2	可決 98.60 可決 98.60
第3号議案 監査役1名選任の件 岡部 陽二	30,106	429		(注)2	可決 98.60

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第16期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成26年6月19日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日(注)	13,419	2,065,411	13,419	779,861

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要

第17期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)の業績の概要

当社第17期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)における売上高の見込みは835百万円であります。なお、この見込数値は決算処理確定前の暫定数値であり、変動する可能性があります。また、金融商品取引法に基づく監査法人の監査手続を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

売上高以外の指標につきましては、本届出書提出時点で精査中であるため、記載を行うと却って投資家の皆さまの判断を誤らせる恐れがあるため、記載しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月19日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 至	平成26年10月1日 平成26年12月31日	平成27年2月6日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(E D I N E T)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月19日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 訓 康 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 佳 和 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月19日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 訓 康 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 佳 和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 田 佳 和 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浦 上 卓 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。